

入札説明書

後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成
及び封入封緘業務

令和2年4月

熊本県後期高齢者医療広域連合

[目次]

I	入札の全般に関する事項	1
II	入札書作成要領	2 1
III	落札者決定基準	2 2
IV	熊本県後期高齢者医療広域連合一般競争入札心得	2 3

I 入札の全般に関する事項

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和2年7月3日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加することができる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者
- (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (4) 過去5年の間に国または地方公共団体と規模をほぼ同じくする契約を締結した者

3 委託条件

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。
- (3) 個人情報保護の観点から、本業務を原則として再委託してはならない。
- (4) 受託者は、個人情報保護や対策を目的とした一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定又はI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合評価制度の認証、一般社団法人日本プライバシー認証機構によるTRUSTeを受けていること。
- (5) 取り扱う個人情報は厳重に管理し、その保護に配慮した十分な体制を整えられること。
- (6) 業務中のトラブル発生に際しては、事業所内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。
- (7) 本業務の仕様内容について確実に履行できること。

4 入札説明書の交付

入札説明書は、次のとおり交付する。なお、入札説明書については熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページ（入札公告）よりダウンロードすることができる。

(1) 交付期間

令和2年4月17日(金)から令和2年5月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)

(2) 交付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 交付場所

〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課 資格保険料班 (TEL 096-368-6777)

5 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書の交付を受けた後、一般競争入札参加申請書及び添付資料(以下「申請書類」という。)を提出し、本業務の入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者、又は入札参加資格を有しないと認められた者は、本業務の入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和2年4月17日(金)から令和2年5月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出場所

「4(3)」に同じ。

(4) 申請書類

- ① 本業務についての一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- ② 使用印鑑届(様式第2号)
- ③ 会社経歴書(様式第3号)
- ④ 代理人を選出する場合にあっては、委任状(様式第4号の1)
- ⑤ 役員等名簿及び照会承諾書(様式第5号)
- ⑥ 営業所一覧表(任意様式)
- ⑦ プライバシーマーク使用許諾書の写し、及び個人情報保護方針が確認できるもの
- ⑧ 納税証明書(市町村民税、県税、国税)※滞納または未納がないことを証するものに限る(提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)
- ⑨ 定款
- ⑩ 商業・法人登記簿謄本(提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)
- ⑪ 財務諸表(直近2年分)
- ⑫ 印鑑証明書(提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)
- ⑬ 過去5年の間に国または地方公共団体と規模をほぼ同じくする契約書の写し

(5) その他

申請書類について

- ① 作成費用は入札参加希望者の負担とする。
- ② 申請書類の提出は、提出場所へ持参により行うこととする。
- ③ 申請書類は返却しない。
- ④ (4) ⑧～⑫の書類については、写しの提出でも可とする。

6 入札参加資格審査結果の通知

申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式第7号）により、電子メールにて提出すること。なお、入札参加資格に関する問い合わせについては、4（3）の場所において、随時行っているため、質問書には記載しないこと。
- (2) 電子メールアドレスは、koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp とする。
- (3) 質問の受付は、令和2年4月17日（金）から令和2年5月15日（金）までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。ただし、5月15日（金）は正午まで。）
- (4) 回答は、令和2年5月15日（金）午後5時までに電子メール又は口頭にて行う。

8 入札執行手続き等

本業務は、一般競争入札によるため、この入札説明書に基づき本業務に関する入札書を提出すること。

なお、入札書の詳細な作成方法は、「Ⅱ入札書作成要領」による。

- (1) 入札日
令和2年5月26日（火）午後2時から
- (2) 入札場所
熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
後期高齢者医療広域連合会議室
- (3) 提示書類
入札参加資格確認のため、一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）を契約担当者の求めに応じ提示すること。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国の通貨に限る。
- (5) 入札方法
① 入札書持参による入札とする。

② 代理人をもって入札する場合は、入札書に委任者と代理人を併記し、当該代理人の記名押印をもって入札すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

③ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金

一般競争入札に参加しようとする者が熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第4条第1項（別紙1）の規程に該当する場合は免除

(7) 契約保証金

広域連合と契約を締結しようとする者が熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第28条第2項（別紙2）の規程に該当する場合は免除

(8) 入札の無効

期限までに入札参加申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本広域連合により入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、入札時点において「2入札参加者の資格に関する事項」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、予定価格の制限の範囲内で、最も低価格にて入札した者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い決定する。

(10) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しないときには、次点となった入札者と契約の交渉を行うこととする。なお、次点者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(11) 入札者が1者の場合の取り扱い

入札者が1者であっても、開札を実施し、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されており、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

(12) 入札参加者の入札価格等の公表

入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、本広域連合のホームページで公表する。

9 契約等に関する事項

- (1) 本業務は一般競争入札とし、入札価格により落札者を決定する。
- (2) 落札後、熊本県後期高齢者医療広域連合と契約締結するものとする。
- (3) 本契約に関する不正行為を原因とする契約解除条項を契約書に盛り込むものとする。
- (4) 支払は請求書を受け取った日から30日以内に行うものとする。

10 その他

- (1) 入札は、「IV 熊本県後期高齢者医療広域連合一般競争入札心得」に基づき、実施するものとする。
- (2) 入札参加申請書等の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届（様式第8号）により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届けなければならない。

11 入札書に関する事項

- (1) 入札書の種類
入札にあたっては入札書（様式第9号）を使用すること。
- (2) 入札書作成要領
詳細は、「II 入札書作成要領」による。

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

第 1 章 総則

～途中抜粋～

(入札保証金)

第 4 条 契約担当者は、一般競争入札に付するときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

第 6 章 契約の締結

～途中抜粋～

(契約保証金)

第 28 条 契約担当者は、広域連合と契約を締結しようとする者に契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下この条において同じ。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結のときまでに納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と広域連合が工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

仕 様 書

1 委託業務名

後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和2年7月3日まで

3 業務内容

(1) 制度改正周知リーフレットの作成

- 契約締結後、速やかに納品までの工程について協議を行い、双方が了承した日程を記載した工程表を作成する。
- リーフレットの規格は
 - ①上質紙 70K、A3 版 1 枚、両面 4 色刷り原稿
 - ②上質紙 70K、A3 版 1 枚、両面 4 色刷り原稿 の 2 種類とする。
- それぞれ三つ折りにした際に、にじみ・はがれ等が生じない用紙を使用する。
- 熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）がパワーポイントファイルで作成した原稿をもとに、印刷を行う。
- 校正は 3 回程度行う。校正の過程で、厚生労働省からの情報提供等の状況により、原稿に変更・訂正があった場合は、変更に対応すること。

(2) 郵送用窓開き封筒の作成

- 契約締結後、速やかに納品までの工程について協議を行い、双方が了承した日程を記載した工程表を作成する。
- 長形 3 号サイズ（縦 235 mm×横 120 mm、折り返し部分は含めない。）程度とする。
- 封筒の外側から封入物が透けて見えない色とし、紙質はクラフト紙 70g 程度とする。
- 送付先記載用紙に印刷した宛名欄が見えるように、窓開き部分は透明にする。

(3) 送付先記載用紙（宛名用紙）の作成・印字

- 契約締結後、速やかに納品までの工程について協議を行い、双方が了承した日程を記載した工程表を作成する。
- A4 版 1 枚、紙質は上質紙 55 kg、印刷方法は片面モノクロ印刷とする。
- 三つ折りにした際に、にじみ・はがれ等が生じない用紙を使用する。
- 広域連合が提供する宛名データ及び外字データ並びに原稿データ（お知らせ文）を使用する。
- 郵便番号、住所データを用いて、宛名欄にカスタマーバーコードを作成する。
- 送付先記載用紙（宛名用紙）の宛名欄が郵送用窓開き封筒の枠内から確認できるように配置する。

- 広域連合が提供するデータにより必要項目を印刷及び印字する際は、事前にテスト印字をし、無作為に10件程抽出したPDFデータ、又は出力紙を提出し、広域連合の確認、承諾を得ること。

(4) 封入封緘及び納品

- ①のA3版リーフレットについては、横に二つ折りがつ、縦に三つ折りにし、送付先記載用紙（宛名用紙）と②のA4版リーフレットについては、それぞれ縦に三つ折りにし、宛名欄が郵送用窓開き封筒の枠内から確認できるように封入封緘する。
- 封入封緘済みの封筒を、郵便局へ持ち込む。
- 郵送料を低減させる方策をとる。
 - ・郵便番号の上5桁で並び替えて仕分けし、括束して差し出すこと。
 - ・拠点局割引の適用となる拠点局を利用すること。
- 宛名データ提供後に、発送を要しなくなった対象者リストを提供するので、対応可能な日まで、引き抜き作業を行う。
- 引き抜き分は広域連合へ納品する。

4 予定数量

名称	数量
被保険者用リーフレット（A3版両面カラー）作成	284,000
被保険者用リーフレット（A4版両面カラー）作成	284,000
送付先記載用紙（宛名用紙）作成	284,000
郵送用窓開き封筒作成	284,000
台紙断裁・折り	284,000
印字・封入封緘処理費	284,000
局だし費用（郵便区分、抜き取り作業含む）	284,000

5 その他

- (1) この委託業務における成果物の所有権は、広域連合に帰属する。
- (2) 業務完了後は、速やかに広域連合へ「完了報告書」を提出する。
- (3) 関係法令を始め、特許等において配慮すべき点が存在する場合は、受託者により調整しその責を負う。
- (4) 個人情報保護に関する各種取り扱いを遵守する。
- (5) 契約締結後、速やかに法人・責任者を初めとする作業従事者の個人情報保護に関する誓約書を提出する。
- (6) 業務に係るデータについては、自ら取り扱うものとし、第三者に当該データの取り扱いを委託してはならない。ただし、広域連合の承認がある場合はこの限りでない。

- い。
- (7) 個人情報保護方針が制定されており、プライバシーマークを取得していること。
 - (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定するものとする。

(様式第1号)

後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務
についての一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大西 一史 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定及び下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

1. 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
2. その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者。

(様式第2号)

使用印鑑届

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大西 一 史 様

実印	使用印

上記の印鑑は、後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務について、次の行為に対し使用したいのでお届けします。

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出をすること。
2. 見積又は入札すること。
3. 契約を締結すること。
4. 契約代金の請求及び受領すること。
5. 契約に関する各種証明をすること。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(様式第3号)

会社経歴書

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

設立年月日

資本金

総職員数

過去5年以内の官公庁関係における委託契約実績

契約者	契約期間	業務名	契約金額(千円)
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

※主なもの5件を記載してください。

記入責任者

氏名

電話 ()

E-mail アドレス

審査結果の返送先

住所〒

宛名

電話 ()

(様式第4号の1)

委任状

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大西 一史 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所所在地

商号又は名称

職・氏名

印

記

(委任事項)

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について。
2. 見積又は入札について。
3. 契約の締結について。
4. 契約代金の請求及び受領について。
5. 契約に関する各種証明事項について。

(様式第4号の2)

委任状

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大西 一史 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務の入札に関し次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受任者 職名

氏名

印

(様式第5号)

役員等名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大西 一史 様

住 所

商号又は名称

代表者

印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	フリガナ 氏名	住 所	生年月日	性別

※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読み下さい。

(裏)

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第56号）の実施機関と定められています。
- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
 - (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）。
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員。
 - (3) 合資会社については、無限責任社員。
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事。
 - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者。
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者。
 - (7) 個人については、その者。
 - (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者。
 - ア 支配人をおく場合は、支配人。
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者。
 - (9) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人。
- 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

(様式第7号)

質 問 書

令和 年 月 日

業務名：後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務

商号又は名称

代表者職氏名

質 問 事 項	
質 問 理 由	

(様式第8号)

記載事項変更届

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大西 一史 様

所在地 (住所)

商号又は名称

代表者職氏名

印

後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務についての一般競争入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 令和 年 月 日

5 変更理由等

(様式第9号)

入 札 書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大 西 一 史 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

下記の金額で受託いたしたく、入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札いたします。

記

件名：後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額									

(注) 金額は、契約希望金額の100/110に相当する額である。(いわゆる税抜き価格)
金額を訂正しないこと。
金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に¥記号をつけること。
代理人をもって入札する場合は、当該代理人の氏名の記載及び押印を行うこと。

(様式第 1 1 号)

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大 西 一 史 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

- 1 入 札 日 令和 2 年 5 月 2 6 日 (火)
- 2 件 名 後期高齢者医療制度改正周知リーフレット等作成及び封入封緘業務
- 3 辞退理由

(注意)

辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

Ⅱ 入札書作成要領

1 入札書の種類及び提出部数等

入札書（様式第9号） 1部

見積書（様式第10号） 1部（落札業者のみ入札終了後直ちに提出）

2 入札書の作成要領

（1）入札書の提出にあたっては、次のとおり行うこと。

① 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

② 入札書に記載する日付は、入札の日とすること。

③ 入札書は封筒に入れ密封し、封筒表に「入札業務名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入したものを提出すること。

（2）入札金額は、契約希望金額の100／110に相当する額（いわゆる税抜き価格）であること。

（3）代理人をもって入札する場合は、入札者に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

なお、入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

Ⅲ 落札者決定基準

熊本県後期高齢者医療広域連合が委託する「熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務」に係る落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

落札者の決定方法については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。

IV 熊本県後期高齢者医療広域連合一般競争入札心得

(目的)

第1条 この心得は、熊本県後期高齢者医療広域連合が実施する一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及びこの心得並びに入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による告示（以下「告示」という。）において指定した期日までに、告示又は入札説明書において指定した書類を契約担当者等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 前項に規定する告示に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2) 入札参加申請をしていない者

(3) 入札日において、熊本県が行う競争入札に係る入札参加資格を取り消されている者

(4) 前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、定められた日時までに、定められた場所へ、所定の入札書を記名・押印のうえ持参により提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第4号の2）を入札参加申請時に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代

理人を併記し、代理人の記名押印をもって入札するものとする。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
- 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
- 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
- 6 入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならない。
 - (1) 入札書に記名押印のうえ、申し込まなければならない。
 - (2) 入札書に記載する日付は、入札日とすること。(入札書記入の日を記入しないこと。)(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届(様式第10号)を契約担当者等に提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(入札の中止等)

第8条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。
2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。
(開札)

第9条 開札は、入札会場において入札書提出後直ちに行う。
(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の場所へ提出されない入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人がした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (7) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札
- (8) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札

- (9) 契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札
- (10) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められる入札
- (11) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (12) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (13) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札金額の記載)

第 11 条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を抜いた金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第 12 条 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。落札金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

3 開札に際して予定価格の制限に達しないときは、再度入札を実施することが出来る。

(契約書の提出)

第 13 条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第 14 条 落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」という。）が、独占禁止法、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条若しくは契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合は契約を解除することがある。

(不正行為に係る賠償額の予定等)

第 16 条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められると

きは、熊本県後期高齢者医療広域連合が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託代金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

2 受託者は、熊本県後期高齢者医療広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、その契約に係る業務内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。